

運賃及び料金の適用方法

I 運賃の適用方法

1. 2等旅客運賃

- (1) 片道2等旅客運賃は、旅客が2等の船室に片道1回乗船する場合に適用する。
- (2) 往復2等旅客運賃は、旅客が2等の船室に往復1回乗船する場合に適用する。
- (3) 島発往復2等運賃は、旅客が2等の船室に島発往復1回乗船する場合に適用する。
- (4) 2等旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

2. 小児旅客運賃

- (1) 次の旅客には、小児旅客運賃を適用する。
 - ① 小学校に就学している小児
 - ② 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児
 - ③ 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児であって大人1名につき1人を超えるもの
- (2) 1歳未満の小児の運賃及び大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児（団体として乗船するものを除く。）の運賃であって大人1名につき1人分は、無料とする。ただし、これらの小児が指定製の座席又は寝台を別に使用する場合は、小児旅客運賃を適用する。
- (3) 小児旅客運賃は、大人運賃の半額とし、10円未満のは数は、5円以上は切り上げ、5円未満は切り捨てる。

3. 団体旅客運賃

- (1) 一般団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の旅客が乗船する場合に適用する。
- (2) 学生団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の次に掲げる学校等の学生及び生徒等とその付添人で、これらの者が所属する学校等の長から申込みのあった場合に適用する。
 - ① 学校教育法第1条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園（通信教育を含む。）
 - ② 上記①以外の国公立の学校
 - ③ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校
 - ④ 児童福祉法第39条の保育所

II 運賃の割引

1. 運賃の割引は、次のとおりとする。

- (1) 学生に対する2等旅客運賃の割引
 - ① 次に掲げる学校の学生及び生徒（小児を除く。）で、次の適用条件に定められた要件に適合する場合は、2等旅客運賃を2割引とする。

- イ 学校教育法第1条の中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学及び特別支援学校（通信教育を含む。）
- ロ 上記イ以外の国公立の学校
- ハ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校

② 適用条件

片道101キロメートル以上を旅行する場合で、本人所属の学校長等から交付を受けた、所定の旅客運賃割引証を提出したものに限る。

(2) 身体障害者に対する運賃及び料金

身体障害者及びその介護者に対する運賃及び料金の割引は、次に定めるところによる。

① 適用方法

身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

イ 第1種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

- (イ) 視覚障害 1級から3級及び4級の1
- (ロ) 聴覚障害 2級及び3級
- (ハ) 肢体不自由・上肢 1級、2級の1及び2級の2
 - ・下肢 1級、2級及び3級の1
 - ・体幹 1級から3級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

}	上肢機能	1級及び2級
}	移動機能	1級から3級
- (ニ) 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
 - ・心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害 1級、3級及び4級
 - ・ぼうこう又は直腸の機能障害 1級及び3級
 - ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 1級から4級
- (ホ) 前各号の障害の種類を2つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等級に準ずるもの

ロ 第2種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

- (イ) 視覚障害 4級の2、5級及び6級
- (ロ) 聴覚又は平衡機能障害・聴覚障害 4級及び6級
 - ・平衡機能障害 3級及び5級
- (ハ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 3級及び4級
- (ニ) 肢体不自由・上肢 2級の3、2級の4及び3級から6級
 - ・下肢 3級の2、3級の3及び4級から6級
 - ・体幹 5級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

}	上肢機能	3級から6級
}	移動機能	4級から6級
- (ホ) ぼうこう又は直腸の機能障害 4級

(注) 上記の障害の種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号による。

② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

- イ 適用対象者であることを確認する。なお、確認に際しては、身体障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。
- ロ 介護者については、身体障害者1名について当社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該身体障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。
- ハ 身体障害者が盲ろう者であって、当該盲ろう者の通訳・介助員については、当該盲ろう者1名について当社において通訳・介助能力があると認めた通訳・介助員2名までが、当該盲ろう者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

運賃及び料金の割引の内容は次のとおりとする。

身体障害者及び第1種身体障害者の介護者又は通訳・介助員の2等旅客運賃については5割引とする。ただし、第2種身体障害者にあつては、片道101キロメートル以上を旅行する場合に限る。

(3) 知的障害者に対する運賃

① 適用方法

昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

イ 第1種知的障害者とは、昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度が重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「A」のもの

ロ 第2種知的障害者とは、知的障害者であつて上記イ以外の者をいう。（療育手帳の判定欄の記述が「B」のもの）

② 適用条件

この割引の適用に当たつての条件は、次のとおりとする。

- イ 適用対象者であることを確認する。なお、確認に際しては、知的障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。
- ロ 介護者については、知的障害者1名について当社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該知的障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

運賃及び料金の割引の内容は次のとおりとする。

知的障害者及び第1種知的障害者の介護者の2等旅客運賃については5割引とする。ただし、第2種知的障害者にあつては、片道101キロメートル以上を旅行する場合に限る。

(4) 精神障害者に対する運賃

① 適用方法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に適用する。

② 適用条件

- イ 適用対象者であることを確認する。なお、確認に際しては、精神障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。
- ロ 介護者については、精神障害者1名について当社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該精神障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

精神障害者及び介護人の旅客運賃及び料金の割引は2等旅客運賃について5割引とする。ただし、精神障害者2級及び3級にあつては、片道101キロメートル以上を旅行する場合に限る。

(5) 往復運賃に対する割引

- ① 往復旅客運賃は、旅客が往復1回乗船する場合に適用する。
- ② 往復旅客運賃の割引率は、復路運賃の1割引とする。

(6) 島発報復運賃に対する割引

- ① 往復割引運賃は、旅客が島発往復1回乗船する場合に適用する。
- ② 南大東島及び北大東島を起点とする往復2等旅客運賃の割引率は、往復運賃の3割引とする。

(7) 団体旅客運賃に対する割引

- ① 一般団体旅客運賃の割引率は、旅客運賃の1割引とする。
- ② 学生団体旅客運賃の割引率は、2等旅客運賃を大人（付添人を含む。）については3割引、小児については1割引とする。

(8) 沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の割引運賃

北大東村又は南大東村が発行する沖縄県離島住民割引運賃カードの交付を受けている者の運賃は下表のとおりとする。

(単位：円)

航路	種別	対象		割引適用 航路運賃
北大東～ 南大東	貨客船	大人	離島住民島発割引運賃(片道)	250
			離島住民障がい者割引(片道)	140
		小児	離島住民島発割引運賃(片道)	140
			離島住民障がい者割引(片道)	70
			離島出身学生等 割引運賃	250

2. 運賃割引の重複適用

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する旅客運賃の割引を除いて、重複して適用しない。

3. 運賃及び料金のは数処理について

運賃及び料金は、10円を単位とし、割引後又は割増後の10円未満のは数は、切り上げとする。